

## 近世中期における公儀馳走役

—幕府諸政策との関連をめぐって—

望 田 朋 史

### はじめに

江戸幕府は、貴人の江戸参向の際に御馳走人<sup>(1)</sup>を任命して応接に当たらせた。これは大名に賦課される公儀役のひとつであり、赤穂事件の発端となった浅野長矩（播磨赤穂五万三〇〇〇石）の元禄一四年（一七〇一）の事例が広く知られ、明治以降の著作物での言及も少なくない<sup>(2)</sup>。しかし馳走役についての基礎研究は、平井誠二氏や佐藤雄介氏の研究があるのみで、専ら近世朝幕関係研究の問題関心の中心で取り上げられてきた。平井氏は武家伝奏<sup>(3)</sup>が勤める年頭勅使の関東下向の概要を明らかにする中で「光台一覽」<sup>(4)</sup>を引用して馳走役にも言及し、任命と職務の変遷について整理している<sup>(5)</sup>。佐藤氏は、平井氏が指摘した寛政三年（一七九一）の賄向改正について、役の金納化であり御馳走人大名は馳走後に費用を上納させられていたこと、同時に馳走に関する諸規定が定められたことを明らかにしている<sup>(6)</sup>。大名課役の研究では、手伝普請については一九六〇年代後半から

の松尾美恵子氏の研究により、時期による変容を含めて全体像が明らかとなっており<sup>(7)</sup>、江戸城諸門及び將軍家菩提所の番衛についても針谷武志氏や岩淵令治氏による研究の蓄積がある<sup>(8)</sup>。これらに比べて馳走役については、平井・佐藤両氏の研究に留まり、大名課役としての実態について全容が明らかにされていないと言えない。そこで本稿では、近世中期を中心として江戸における御馳走人大名像を提示して幕府諸政策との関連を問うとともに、熊本藩細川家の分家大名である宇土藩細川家の馳走役経験を事例として、近世中期における公儀馳走役の実態を描き出してゆく。

### 一 馳走対象者と馳走役

(一) 馳走対象者の江戸参向

まず、江戸幕府が御馳走人大名を任命して応接に当たらせる対象者の江戸参向を確認したい。近世初期を除いて馳走役の任命は『徳川実紀』でほぼ確認することができる。それによると天皇・上皇や

女院などから発遣される使者（勅使・院使・女院使、時には東宮使なども）のほかに、清華家以上の公家や親王・門跡も、御馳走人大名が応接に当たたる対象であることが分かる。高倉永敦の江戸参向を例に挙げると、万治二年（二六五九）から天和元年（一六八一）に没するまで、寛文三年（一六六三）を除いて毎年院使として参向している。このうち延宝八年（一六八〇）八月の綱吉將軍宣下時のみ院使としての参向ではなかったため、これを除いて御馳走人が付けられている。同年三月に歳首を賀す院使として定例参向した際には、島津久寿（佐土原三万石）が馳走役を勤めていることから、幕府は馳走対象の身分（清華家以上か、または勅使・院使などの使者であるか）により御馳走人を付ける対象か否かを決定していたといえる。

馳走役を付けられる対象は国内の貴人だけではなく、朝鮮使節の来日時にも幕府は御馳走人大名を任命している。朝鮮使節については、江戸のみならず休泊の各地で応接に当たたる大名が任命され、江戸においては二大名が任命されている。佐藤雄介氏が勅使下向について「公武第一の大札」という記述を紹介する「翁草」には、「勅使参向異国来聘等は、最国の大札」とも書かれており、「此兩条を略せられんは、武威の磷ぐに似り。冀くば、千歳の後迄も、此規矩は建置度ものなり」と著者神沢杜口が記すことから、勅使参向と朝鮮使節来聘が一八世紀後半に幕府の最重要儀礼と見做されていたと考えられる。

『徳川実紀』の馳走役任命記事は寛永九年（一六三二）の大御所秀忠没後正一位追贈の勅使西園寺公益を応接する溝口善勝（越後浪海一万四〇〇〇石・新発田支藩）他二名が初出である。しかし、江

戸幕府への公家参向の嚆矢は鳥丸光広が秀忠の右大将兼任宣旨を持参した慶長八年（一六〇三）一月であることから、家康・秀忠將軍期にも馳走役の任命自体はあったものと思われる。しかし、家光政権期には知行が万石に満たない者の任命事例もあり、のちに大名役として確立する大坂加番への万石未満の任命が承応三年（一六五四）を最後とすることなどを鑑みると、馳走役の大名役としての定式化も家綱政権期に求められよう。家綱政権期の統治機構整備について、武家伝奏に対しては承応二年に「合力米」の給付が始まり、政権後期には「伝奏料」として定着したとされており、このような馳走対象への給付やその他の上方統治機構の整備と同調するように、馳走役が大名課役として確立していったと考えられる。

## （二）馳走役の任命

馳走役の任命は、馳走対象者の参向に合わせて行われていた。その時期については、京都からの公家衆参向に対しては概ね着府の一月ほど前であるが、朝鮮使節の場合は着府のおよそ二年前というかなり早い時期に任命されている。御馳走人大名の任命件数が馳走対象者の参向人数に影響されることは言を俟たない。一八世紀の一〇〇年間に限ると、幕府が御馳走人大名を任命したにもかかわらず馳走対象者が全く参向しなかった事例は、宝永五年（一七〇八）三月八日に発生した京都大火と安永八年（一七七九）二月二十四日の徳川家基（家治世子）死去という、いずれも参向直前の凶事による二例のみである。

御馳走人大名の任命基準については、『徳川実紀』などから任命

【表1】 鍋島家の江戸における馳走役

※小城7.3万石・蓮池5.2万石・鹿島2万石

拜命年(西暦)	藩主(官年)※領知	馳走対象者〈網掛けは武家伝奏・丸括弧は不参向〉
元禄5(1692)	鍋島元武(31) 小城	本院使 坊城俊広
元禄12(1699)	鍋島直之(57) 蓮池	勅使 柳原資廉・正親町公通
元禄16(1703)	鍋島直條(49) 鹿島	仙洞使 清閑寺熙定
宝永6(1709)	鍋島直称(43) 蓮池	近衛家久
正徳3(1713)	鍋島直堅(19) 鹿島	新女院使 万里小路尚房
正徳4(1714)	鍋島直称(48) 蓮池	梶井門跡道仁法親王
正徳5(1715)	鍋島直英(19) 小城	勅使 徳大寺公全・庭田重条
享保3(1718)	鍋島直恒(18) 蓮池	梶井門跡道仁法親王
享保15(1730)	鍋島直英(34) 小城	勅使 中山兼親・園基香
寛延元(1748)	鍋島直員(23) 小城	大乘院門跡隆遍
安永3(1774)	鍋島直愈(19) 小城	有栖川宮織仁親王
天明3(1783)	鍋島直温(21) 蓮池	勅使 油小路隆前・久我信通
天明6(1786)	鍋島直愈(31) 小城	勅使 油小路隆前・久我信通
天明7(1787)	鍋島直温(25) 蓮池	勅使 油小路隆前・久我信通
寛政8(1796)	鍋島直直(35) 鹿島	大炊御門家孝
文化6(1809)	鍋島直温(47) 蓮池	勅使 広橋伊光・千種有政
文化8(1811)	鍋島直彝(19) 鹿島	院使 (唐橋在熙)
文政元(1818)	鍋島直与(21) 蓮池	(知恩院門跡尊超入道親王)
文政3(1820)	鍋島直与(23) 蓮池	鷹司政熙
文政6(1823)	鍋島直堯(24) 小城	勅使 広橋胤定・甘露寺国長
天保元(1830)	鍋島直永(18) 鹿島	院使 高倉永雅
天保2(1831)	鍋島直堯(32) 小城	勅使 甘露寺国長・徳大寺実堅
天保8(1837)	鍋島直堯(38) 小城	勅使 徳大寺実堅・日野資愛

記事を確認できる江戸における御馳走人大名全九七七人<sup>(17)</sup>を分析したところ、武家伝奏二名が勤める毎年の年頭勅使に対する馳走役については下限表高が二万五〇〇〇石であることが判明する。二万五〇〇〇石に満たない大名が年頭勅使馳走役に任命された事例は、吉宗政権の上米期間中に一度だけ出来るが、これについては次章で述べる。そのほか、明和二年(一七六五)に武家伝奏広橋兼胤・姉小路公文が年頭勅使として江戸へ参向した後、東照宮百五十回忌のため日光へ赴いた事例を述べておきたい。この年の二月四日、二人の大名が両伝奏の馳走役を命ぜられた。「京都参向勅使日光江発足迄」の馳走役は細川利寛(熊本新田・三万五〇〇〇石)であり、「日光を帰府以後京都江発足迄」の馳走役は分部光庸(近江大溝・二万石)であった。<sup>(18)</sup>京より参向して日光へ発つまでの両伝奏を幕府は年頭勅使として接遇し、日光から帰着後の江戸逗留期間については、もはや年頭勅使ではないので表高を考慮せずに馳走役を選任しているように見受けられる。二万五〇〇〇石に満たない大溝藩分部家は院使や門跡の馳走役を一回ほど勤めているが武家伝奏馳走を命ぜられたのはこの時だけである。佐賀藩鍋島家の分家大名三家(小城七万三〇〇〇石・蓮池五万二〇〇〇石・鹿島二万石)の任命事例【表1】全二三回を見ると、勅使馳走役は小城(六回)・蓮池(四回)の

【表2】江戸における馳走役拝命20回以上の大名家

※表高は近世中期、単位千石。佐土原藩島津家は撰家・門跡馳走兼任（明和元年）があるため、総拝命回数と内訳の合算が一致しない。

大名家	領知	表高	総拝命回数	馳走対象（勅使の括弧内は武家伝奏以外の内数）					その他 の公家 ・門跡	朝鮮使節	【備考】朝鮮使節道中馳走
				勅使	院使等	撰家	親王	その他			
亀井家	石見津和野	43	27回	18(5)回	3回	2回	0回	4回	0回	大磯（寛永20）	
中川家	豊後岡	70	26回	9(2)回	0回	7回	2回	7回	1回	大磯（寛永20）・三島（明暦元）・鞆浦（宝暦14）	
溝口家	越後新発田	50	24回	14(1)回	1回	3回	0回	6回	0回	三島（寛永13）・品川（明暦元）・神奈川（延享5・宝暦14）	
秋月家	日向高鍋	30	23回	7(3)回	10回	0回	1回	5回	0回	品川（寛永20）	
伊東家	日向飫肥	51	21回	10(2)回	2回	3回	1回	4回	1回	神奈川（天和2）・品川（宝暦14）	
島津家	日向佐土原	30	21回	3(1)回	11回	2回	0回	6回	0回	無し	
稲葉家	豊後臼杵	50	20回	11(3)回	0回	1回	1回	7回	0回	品川（寛永20）・戸塚（正徳元）・藤沢（宝暦14）	
相良家	肥後人吉	22	20回	0(0)回	17回	1回	0回	2回	0回	三島（明暦元）	

両家に限られ、二万五〇〇〇石に満たない鹿島鍋島家への賦課は一度もない。

江戸における馳走役に二〇回以上任命されている大名家は、【表2】にまとめたように津和野藩亀井家（四万三〇〇〇石）や岡藩中川家（七万石）など八家あるが、そのうち人吉藩相良家（二万二〇〇〇石）のみ勅使馳走役の経験が無く、主に院使等を担当している。鹿島鍋島家二万石と同様に、相良家の二万二〇〇〇石も勅使馳走役の賦課基準石高に満たないからであろう。三万石程度の高鍋藩秋月家と佐土原藩島津家も拝命回数は二〇回を越えるが、勅使（特に武家伝奏）馳走役の経験は少ない。一方、柳間席大名の中でも表高が

比較的大きい中川家の場合、拝命二六回のうち武家伝奏と撰家の馳走役が七回ずつ占めている。御馳走人大名の選任には柳間席大名という原則の中で、中川家が武家伝奏と撰家という幕府が重視していた対象を何度も受け持っていることから、誰を担当するかという点では表高が相当考慮されていたといえよう。

御馳走人大名の石高について平井誠二氏が典拠とする「柳宮秘鑑」では、勅使馳走役は「四、五万石位」、院使（「柳宮秘鑑」では「法皇使」と記される）馳走役は「二、三万石位」、五撰家・親王馳走役は「五万石位」と記されている<sup>19)</sup>。筆者作成の馳走役一覧表から算出した平均石高は、勅使馳走役が四万四〇〇〇石余、院使等馳走

【表3】18世紀江戸における馳走役の殿席別人数・比率

将軍	西暦	柳間	帝鑑間	雁間	菊間広縁	合計
綱吉後期	1701-1709	23人 74.2%	6人 19.4%	2人 6.5%	0人 0.0%	31人
家宣・家継期	1709-1716	68人 81.9%	11人 13.3%	3人 3.6%	1人 1.2%	83人
吉宗期	1716-1745	71人 80.7%	16人 18.2%	1人 1.1%	0人 0.0%	88人
家重期	1745-1759	38人 86.4%	5人 11.4%	1人 2.3%	0人 0.0%	44人
家治期	1760-1786	72人 91.1%	7人 8.9%	0人 0.0%	0人 0.0%	79人
家斉前期	1786-1800	34人 94.4%	1人 2.8%	1人 2.8%	0人 0.0%	36人
合計	1701-1800	306人 84.8%	46人 12.7%	8人 2.2%	1人 0.3%	361人

役が二万二〇〇〇石余、五撰家・親王馳走役が四万九〇〇〇石余であり、「柳宮秘鑑」の記述が概ね正確であることが判明する。なお、最も石高が大きいのは朝鮮使節馳走役であり、酒井忠音（小浜一〇万三〇〇〇石）と真田幸道（松代一〇万石）が勤めた正徳度が最大で、他の回を含めても平均六万七〇〇〇石に達する。これは、公家衆の場合およそ一〇日間、朝鮮使節は二〇〜三〇日間に及ぶという馳走対象の在府期間の違いのほか、国賓として来日する朝鮮使節の登下城行列の前後を固める役も担う朝鮮使節馳走役には、その負担に耐えられる石高及びそれに比例する家臣団を必要としたためと考えられる<sup>20</sup>。

に顕著な若年化が見られるが、大名全体の若年化に同調するものであろう。幕末の事例であるが、安政六年（一八五九）に年頭勅使馳走役を勤めた浅野長興（安芸広島新田三万石）は、襲封直後で当時一七歳の若い大名であったが、「此の支封家、近江守の家も至つて貧困（中略）公用費は全部本家から出した」とのちに回顧しているように、決して内福とは言えない大名家が馳走役を担っていたのである<sup>22</sup>。

時期を一八世紀に限定して、武家伝奏江戸参向時の馳走役全一〇二名の平均を算出すると三一歳である<sup>23</sup>。そのうち約四割に当たる四〇人が再任であり、正徳三年（一七一三）に七代家継の将軍宣下に際して七〇歳で七度目の馳走役を命じられた伊東祐実（日向飫肥五万一〇〇〇石）のように何度も勤める大名も少なくない。

一八世紀江戸における御馳走人大名三六一人を江戸城における殿席により分類すると、柳間が約八五%を占め<sup>24</sup>、次いで帝鑑間が一・七%であり、雁間（一・二%）と菊間縁類（〇・三%）はごくわずかである【表3】。柳間大名の割合は時代が下るにつれて高まり、一〇代家治期以降は実に九割を超えることから、幕府による柳間大名への馳走役賦課の傾向を読み取ることができ、他の大名役と同様に役の固定化を馳走役についても指摘することが出来る。

馳走役を命ぜられた大名家は、参向前の馳走対象者側と書状の遣り取りを行っている。天和二年（一六八二）二月二六日、幕府は翌年四月の大猷院（三代家光）三三回忌のため日光と江戸を訪れる妙法院門跡堯恕法親王の馳走役に遠藤常春（美濃郡上二万四〇〇〇石）を任命した<sup>25</sup>。遠藤家からは三月朔日付で妙法院側へ「先以御門

主様其地御立被遊候御日限相究申候ハ、被仰聞可被下候、東海道御下向被遊候哉、又ハ中山道ニテ可有御座候哉、様子承度奉存候、(中略)今度被召連候御供之人數等具ニ被仰聞可被下候、<sup>(26)</sup>と京都発足日、参向ルート、供の人数を問い合わせている。それに対して妙法院側は三月一日付返書を送り、日光着は四月四日、美濃路經由東海道を下向、供は計七六人になると回答している。妙法院へは幕府からの四月四日日光参着の要請が武家伝奏花山院定誠を通して伝えられており、その日程通りに遠藤家へ返答していることが確認できる。<sup>(27)</sup>

## 二 馳走役任命をめぐる幕府諸政策

### (一) 上米制と馳走役

享保七年(一七二二)三月一二日、幕府は翌月の有章院(七代家継)七回忌法会から、これまで歴代將軍の法会があるたびに江戸に参向していた勅使を辞退することとした。吉宗の將軍襲職以降だけを見ても、享保二年四月に有章院一回忌、享保三年は四月に同三回忌、一〇月に文昭院(六代家宣)七回忌、享保五年一〇月には常憲院(五代綱吉)一三回忌が執り行われており、勅使の参向理由としては歳首を賀す年頭勅使に次ぐ頻度であった。これらの法会への参向を辞退する理由について、『徳川実紀』同日条には「およそ歴世の御法会ごとに、勅使下さるゝ例なれど、大内御法会の度、こなたより御使まいらせらるゝ事もなければ、かなたの御使のみ申うけさせ給ふこと、かね々はゞかりおぼしめす所なり」と記されるが、使者の片務性の問題というよりも、この四ヶ月後の七月三日に令せ

られる上米制と同様に、幕府の財政窮乏の打開策のひとつと見るべきである。寛永九年(一六三二)一月に大御所秀忠が没し、同年七月に増上寺秀忠廟参詣のために馳走対象となる公家や親王・門跡一七名が江戸に参向した際、真田信之(信濃松代一〇万石)をはじめ一七名の御馳走人を任命して応接に当たさせた幕威を、この吉宗政権初期に見ることはできない。

上米期間中の享保七年から同一五年にかけて、大名への手伝普請賦課が皆無となったことは松尾美恵子氏により指摘されている。<sup>(28)</sup>では当該期の馳走役賦課はどうだったのか。表高二万五〇〇〇石に満たない大名に年頭勅使馳走役が賦課されることは原則的に無い(第一章参照)のであるが、その唯一の例外が上米期間中の享保一二年閏正月一二日に出来している。出羽庄内藩の支藩松山藩主酒井忠予への任命である。忠予は帝鑑間席大名であり、しかも出羽松山藩の表高は二万石に過ぎない。当時七一歳という高齢でもあり、前年一〇月朔日の参勤御礼も忠予自身は登城せず「病氣二付、以使者差上之」という有様であった。更に、御馳走人大名に万一の事態が発生した時に「代り」を勤める御馳走人は通例であれば別の大名が任命されるが、この時には忠予の嫡男主膳(忠英)が命じられている。<sup>(29)</sup>松山藩は忠英廃嫡後に忠予の跡を継いだ養子忠休の時代の安永八年(一七七九)に五〇〇〇石を増増され二万五〇〇〇石となる。しかし、この時点で二万石に過ぎなかった忠予の年頭勅使馳走役は、上米実施期間中の参勤交代緩和により国元で過ごす大名が増える中、適任者が払底していた状況を象徴的に示している。

如上の例外的な起用が出来た上米期間中には、江戸に参向する

馳走対象者の総数が減少していることも指摘することができる。中御門天皇と靈元法皇からの毎年の年頭勅使と法皇使こそ上米期間中も変わらず江戸参向を続けたが、上米以前にはほぼ必ず勅使と同時に参向していた清華家以上の公家や親王・門跡の江戸参向は皆無となった。結果的に馳走役の任命も勅使馳走役と院使（法皇使）馳走役だけという最小限に留められたのである。将軍吉宗が初政の懸案であった財政再建の手段として「御恥辱を不被禱」<sup>32</sup>断行した上米制は、馳走役削減という視点からも諸大名に対する妥協と見ることが出来る。なお、上米期間中の享保一三年には昭仁親王（のち桜町天皇）の立坊により東宮使庭田重孝が参向しているが、この東宮使馳走役の松平定賢<sup>33</sup>も異例の起用である。定賢は一万三〇〇〇石を領する越後高田藩主であるが、朝鮮通信使馳走も含めて江戸における馳走役にこれ以上の表高の大名の任命事例はない。吉宗の日光社参が同年四月に举行され、通例三月頃の年頭勅使・法皇使（及び同年限りの東宮使）の江戸参向が七月に延期されていることの影響とも考えられる。

## (二) 上米制撤回後の馳走役

享保二六年の上米制撤回、参勤交代復旧以降も歴代将軍法会への勅使参向は行われず、その他の馳走対象者の江戸参向も直には復旧しなかった。享保一七年八月六日に靈元法皇が没し上皇が不在になると、翌一八年には馳走対象者の参向は年頭勅使のみとなった。その後、中御門天皇が享保二〇年に譲位してから元文二年（一七三七）に没するまでの三年間は、桜町天皇から発遣される勅使のほか

に仙洞使（中御門上皇使）こそ遣わされたが、清華家以上の公家の参向は、延享二年（一七四五）の九代家重への将軍宣下まで再開されなかった。（本稿末尾に吉宗将軍・大御所期の江戸における御馳走人大名と馳走対象一覽を掲載）

家重将軍宣下の公家衆の入府を翌月に控えた九月、幕府は御馳走人大名に対して「勤方諸事同様申合、音物等其外、不限何事、忝人立候勤方無之様」<sup>34</sup>に命じ、御馳走人大名の間で馳走を競い合うことを禁じた。その後、十一月二日の将軍宣下に伴い撰家一条道香と二条宗基が参向した際に問題があったのであろうか、翌三年、年頭勅使入府前の二月一七日に、幕府は御馳走人大名に対して、撰家以下公家衆参向時の金屏風の使用場所を制限するとともに、「ねたりかましき儀申（中略）不埒成一家司を大目付へ告発するよう命じてい<sup>35</sup>る。翌月には、馳走対象ではないがオランダ商館長の江戸参府を機に、幕府は「近年渡来阿蘭陀人かひたんを初末々至迄、日本之法令を輕し、奉行之下知を不相用、我儘成儀共有之、不届候事、（中略）江戸え罷越候往来之道中おゐて、奉行より差添候警固之差図及違背候段、是又不届至極候之事、」と発令していることから、公家衆のみならず入府する使者に対する幕府の引き締め方針をこの時期に見出せる。さらに明和三年（一七六六）三月一五日にも、幕府は延享三年とはほ同内容の金屏風制限・公家衆家司告発を再度御馳走人大名へ命じている。<sup>37</sup>

安永三年（一七七四）、有栖川宮馳走役を拝命した鍋島直愈（肥前小城七万三〇〇〇石・佐賀支藩）が窮乏を理由として幕府に金七〇〇〇両の拝借を願い出るも月番老中に却下され、さらに馳走終了

【表4】細川家の江戸における馳走役

※宇土3万石・熊本新田3.5万石（「新」と略す）・谷田部1.6万石

拜命年（西暦）	藩主（官年）※領知	馳走対象者（網掛けは武家伝奏）
寛永9（1632）	細川興昌（29） 谷田部	照高院門跡道周法親王
寛永10（1633）	細川興昌（30） 谷田部	勅使 烏丸光広
承応2（1653）	細川興隆（22） 谷田部	新院使／女院使 橋本実村／三条西実教
明暦2（1656）	細川行孝（20） 宇土	円満院門跡常尊
寛文4（1664）	細川興隆（33） 谷田部	随心院門跡俊海
寛文6（1666）	細川興隆（35） 谷田部	新院使 平松時量
延宝8（1680）	細川興隆（49） 谷田部	女御使 富小路永貞
元禄5（1692）	細川利昌（21） 新	仙洞使 清水谷実業
宝永2（1705）	細川興栄（48） 谷田部	女御使 町尻兼量
正徳元（1711）	細川興栄（54） 谷田部	女院使 勘解由小路韶光
享保2（1717）	細川興栄（60） 谷田部	勅額使 滋野井公澄
享保3（1718）	細川興生（20） 宇土	三宝院門跡房演
享保5（1720）	細川利恭（19） 新	大乘院門跡隆尊
享保11（1726）	細川利恭（25） 新	勅使 中院通躬・中山兼親
延享元（1744）	細川興里（23） 宇土	勅使 久我通兄・葉室頼胤
宝暦2（1752）	細川興文（30） 宇土	西園寺致季
宝暦9（1759）	細川利寛（46） 新	勅使 柳原光綱・広橋勝胤
明和2（1765）	細川利寛（52） 新	勅使 広橋兼胤・姉小路公文
明和4（1767）	細川利寛（54） 新	勅使 広橋兼胤・姉小路公文
明和8（1771）	細川利致（22） 新	院使 平松時行
安永4（1775）	細川利致（26） 新	勅使 広橋兼胤・油小路隆前
天明元（1781）	細川立礼（27） 宇土	新女院使／大宮使 冷泉為泰／日野資矩
天明5（1785）	細川利庸（32） 新	院使 難波宗城
寛政6（1794）	細川興徳（36） 谷田部	中宮使 今出川実種
寛政12（1800）	細川立之（17） 宇土	勅使 勸修寺経逸・千種有政
文化8（1811）	細川利愛（24） 新	勅使 広橋伊光・六条有庸
文化12（1815）	細川利愛（28） 新	勅使 六条有庸・山科忠言
文政8（1825）	細川立政（22） 宇土	勅使 徳大寺実堅
文政12（1829）	細川行芳（20） 宇土	院使 日野資愛
天保8（1837）	細川利用（30） 新	勅使 徳大寺実堅・日野資愛

後「公務あるにをいでは何事によらず平生覚悟有べきの処、不束の至りなり」として「出仕をとゞめられ」る一件が起る。この処分は小城鍋島家のみに留まらず、本家当主鍋島治茂（肥前佐賀三万七〇〇〇石）も、「拜謁をとゞめられ」る処分を受けた。<sup>38)</sup>その後、安永九年八月と翌天明元年（二七八）九月に幕府は、「仕來之儀ニても相省可然と存候儀ハ相省、無益之失墜無之様可相心得旨」を御馳走人名に命じている。<sup>39)</sup>これまでの馳走役の維持が困難になっていることを幕府が認識するに至ったと考えられ、その帰結として、寛政期の賄向仕法改正を位置付けることができる。

### 三 分家大名の馳走役

馳走役は、小城・蓮池・鹿島の鍋島三家のみならず分家大名が勤めるケースが多く、一八世紀の武家伝奏参向時の全任命事例一〇二回のうち分家大名が占める割合は、実に約四割の四〇回に達する。そこで本章では、寛政期の馳走役賄方改正を論ずる前に、近世中期における馳走役の実態について熊本藩細川家の分家大名である宇土細川家（三万石）を事例として考察する。

熊本藩細川家の分家大名はいずれも柳間を殿席として馳走役を度々命ぜられている【表4】。回



数は定府の新田藩(三万五〇〇石)が一二回で最も多く、そのうち年頭勅使馳走役が八回を占める。谷田部藩<sup>(41)</sup>は基準石高の二万五〇〇石未満のため武家伝奏の馳走役を勤めることはなかった。

(一) 延享元年(一七四四) 細川興里の勅使馳走

まず宇土藩がはじめて勅使馳走役を勤めた事例から、御馳走人名の実態と家中の動きを考察する。前章で見たように幕府が馳走役の均質化を御馳走人大名に命ずる前年の延享元年(一七四四)二月八日、宇土藩主細川興里<sup>(42)</sup>は江戸城帝鑑間において、三月参向予定の年頭勅使(久我通兄・葉室頼胤)の馳走役を拝命している。同時に、万一の際の「代り」として、興里と同じ柳間席の外様大名である木下俊能(豊後日出二万五〇〇石)<sup>(43)</sup>が命ぜられた。以下、勅使が江戸を発ち帰洛の途についた三日後に宇土藩江戸屋敷から家老堤四郎兵衛・用人鈴木太郎兵衛・同武田五郎右衛門の三名連署で大坂蔵屋敷へ出された書状<sup>(44)</sup>から、馳走中の宇土藩及び藩主細川興里の様子を見る。

この書状からは、大井川満水により勅使の入府が予定より遅れたものの、宇土藩では順調に馳走役を勤めたことが窺える。江戸からの<sup>(45)</sup>迎へは馳走役を勤める大名家から出され、三嶋沼津まで赴いている。

細川興里の御馳走人としての勤めぶりは次のように記されている。

一、殿様御馳走中三度之御登 城首尾好毛頭之御間違も不被成御座御仕廻被遊 御城ニ而之御取捌茂無残所御様子被成御坐

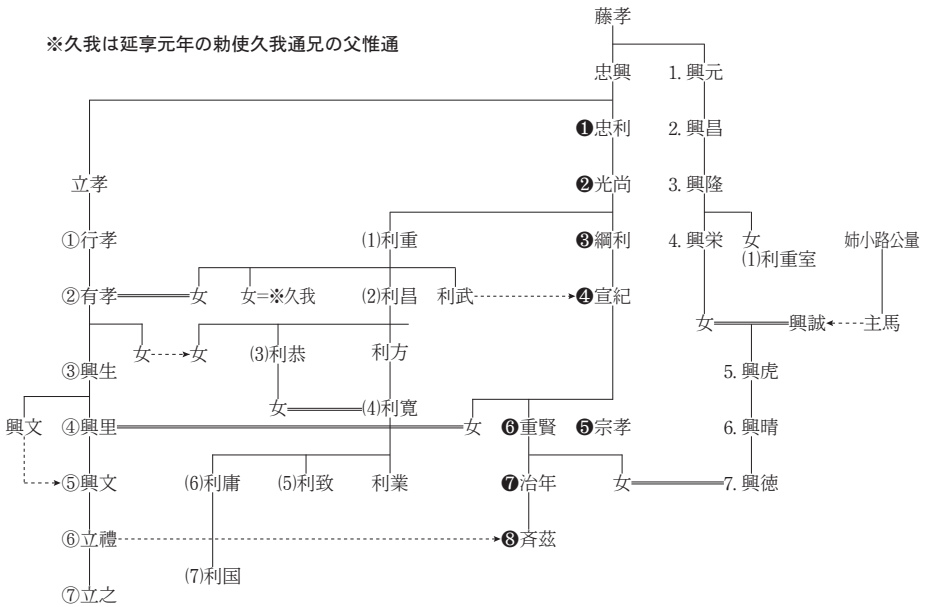
候由三高家様被仰、御坊主衆も申候而、誠以恐悦不過之御大役之儀御坐候処ニ右之通之御首尾にて一同奉恐悦事ニ御坐候、上ニも甚御大悦被 思召上候、且又伝 奏御屋敷ニ而御朝夕御漿御膳御改之儀も度々之儀少も御間違不被成御座、近年之御馳走御勤被成候御方様ニも無之御取捌之由、伝 奏守り衆も申候、去年溝口出雲守様御勤方宜ク御坐候由ニ候へ共、此度之通ニ者無之由候、且亦上下御役人共勤方之儀請持く毛頭之間違も無之、昼夜無覆蔵申合静謐にて相勤、此節之御奉公と存候御人少ニ候へハ、いか、御間も合可申哉と氣遣存候処、いつも出情末々迄無事ニ相勤申候、追而一同 御意をも被 仰出ニ而可有之候、

三度の登城の際の取り捌きも伝奏屋敷での朝夕の御膳改めも間違いを犯さずに勤めたこと、前年の御馳走人溝口直温(越後新発田五万石)の勤め方も宜しかったが今回ほどではなかったと評価されたことなどが記され、首尾よく勤め上げた江戸藩邸の喜びようが書状から伝わる。長文の書状後半には「扱々承及たる不輕御大役にて氣遣存候処、右之通相済一同致安心候」とも記されている。細川興里は、前年(寛保三年(一七四三))二月三日の溝口直温の任命時には「代り」を命ぜられていたこと<sup>(46)</sup>から、宇土藩にとっては満を持しての年頭勅使馳走役であったといえよう。

この馳走中、宇土藩は本家熊本藩邸から井戸水を申し受けており、馳走終了後にその礼として鮮鯛一折を熊本藩江戸留守居へ贈っている。<sup>(48)</sup>伝奏屋敷の近隣にある熊本藩上屋敷には勅使久我通兄が訪問し

細川家略系図（『寛政重修諸家譜』をもとに作成）

①～熊本藩主、①～宇土藩主、(1)～新田藩主、1.～谷田部藩主



ており、熊本藩主細川宗孝が伝奏屋敷へ赴き勅使と対面することもあったことが、この書状の次の記述からわかる。

一、久我様二者御一家様方多、大方日々御勤御出被成候、御本家様にも御出被成候、太守様にも伝奏御屋敷へ為御対面御出被成候、

細川家と久我家の間の縁戚関係（【細川家略系図】参照）もあろうが、分家の宇土藩へ賦課された馳走役に対して本家熊本藩のかんりの関与が認められる。

延享元年の勅使馳走を終えた宇土細川家では、大坂へ長文の書状（註45）を送った二日後の三月二十六日、留守居岡本次右衛門が勘定奉行神尾若狭守へ馳走終了を報告している。神尾への報告によると、この年の勅使の従者は雑掌・用人・医師・近習・青侍・下部合わせて久我に六五名、葉室に六〇名、合計一二五名であった。

翌月一八日、岡本は「蓮池御金蔵」へ出向き金五〇〇両二分を受け取り、翌一九日には別の藩士佐伯善太夫が「浅草御蔵」で米九石三升を受け取った。どちらも使節が江戸に逗留した七日分である。支給額・量は勅使（一人当たり金三二両二分・米一斗四升）と従者（一人当たり金三両二分・米七升）で差が付けられ、金では勅使は従者の九倍の額、米でも勅使は従者の二倍の量で計算されていた。実際に一行が食べた米はこの支給により補填できたであろうが、金総額五〇〇両程では全く足りなかったと思われる。延享元年勅使馳走の費用全体がどれほどであったかは不明だが、次節に見るその後

の馳走役からは宇土藩が経済的に苦しい状況にあったことが推察できさる。

(二) 天明元年(一七八一) 新女院使・大宮使馳走を終えて

宇土藩は延享元年の年頭勅使馳走役に続き、細川興文藩主期の宝暦二年(一七五二)に清華家西園寺致季馳走役、更に立禮(のち本家を継ぎ熊本藩主斉茲)期の天明元年(一七八一)に新女院使(冷泉為泰)・大宮使(日野資矩)馳走役を勤めた。立禮の子立之(和泉守)の時代、天明五年に家老河嶋七右衛門が記した「御当家代々の心覚頭書」からは当時の宇土藩の状況を窺い知ることができるので一部引用する(傍線及び括弧内は筆者による)。

#### 別段

(前略) 扱又一駄世間共ニ前と違物入多相成、殊金銀・諸式共高直ニ而下地之取続も相成兼候、其中ニ御番所御防等之御役、折々蒙 仰候、此外 公家衆御馳走等之大物入も有之候、尤御馳走之節ハ度毎ニ金貳千両ツ、ハ御助力被下置候得共、既丑ノ年御馳走之節ハ不存寄、御両卿ニ而場所青松寺故別而手張り、入用七千金<sup>54</sup>余之大金ニ而、今以其仕解相済不申候、今之通ニ而ハ後年取続も相見不申候ニ付、覚悟相極メ、其段奉願候ハ、鉄炮洲之通ニ御定府ニ成共 御本家様之御願ニ而候ハ、定而相済可申候得共、元来 三斎様御隠居領之内相続仕、数代武備乍不足も相嗜、人数も相応ニ手当仕候処、此節取細メ定府ニ相成候義ハ至而心外之義ニ奉存候、定府之義者少人数ニ而、先ッ

今日之間さへ合候得者相済可申事故、定府ニ相成候得者譜代之者共過半永之暇遣不申候而ハ省略も立不申、其詮も無御座候、

左候而ハ譜代之者見離儀誠ニ以歎ケ敷共何共可申様も無御座、左様ニ仕、永ク取続候共本意ニ無御座候、何卒如何駄之難義ニても今分ニ而押移候様ニと、丹精仕候事御座候、(後略)

(天明五年)

巳五月

「大物入」である馳走役に際しては、二千両づつ「御助力」を下し置かれることになっているが、天明元年(「丑ノ年」)の時には、馳走対象が二人で馳走場所が青松寺であったことから、七千両余りの費用がかかり、その返済は終わっていないという。本家熊本藩から願い出れば、新田藩(「鉄炮洲」)のように定府になることもできるが、藩士を減らさなければならず、そこまでして藩が永続しても本意ではない。定府にはならず今のままで丹精を尽くすべきとする。

宇土藩は、表高こそ定府の新田藩より五〇〇〇石低いけれども、細川忠興(「御大祖様」)から分かれた由緒を誇り(初代藩主行孝の父立孝は忠興の次男、【細川家略系図】参照)、宇土に領知を持ち参勤交代をすることに意義を見出す。しかし、江戸における馳走役については定府の新田藩の豊富な経験を頼りにしている。宇土藩が寛政一二年(一八〇〇)に再び年頭勅使馳走役を勤めた際には新田藩から「勅使御馳走伺書」や「役附帳」など合計一二冊の帳面を借り受けている<sup>55</sup>。宇土藩の公儀馳走役は、本家の熊本藩のみならず定府

の新田藩の豊富な経験に支えられて遂行していた一面があったのである。

#### 四 寛政三年（一七九一）馳走賄向仕法改正

天明八年（一七八八）正月晦日、京都大火により禁裏と二条城が炎上した。同年から寛政二年（一七九〇）まで勅使をはじめ公家衆の江戸参向は中止され、幕府による馳走役の任命も無かった。寛政三年正月一六日、四年振りの公家衆参向を前に馳走役を任命した幕府は、同日、馳走賄向仕法改正を発令した。この法令については、平井誠二・佐藤雄介両氏がともに紹介しており、馳走役の画期として位置付けられている。そこで本章では、まず改正前における幕府から御馳走人大名への給付の実態を確認してから、参向する公家衆側の手による寛政三年の改正請書を用いて、この改正の内容を考察する。

「宇土細川家文書」の中に、寛政四年一二月に院伝奏梅小路・六条両家の雑掌連名で禁裏付の有田播磨守・石谷肥前守宛てに出された馳走賄方改正請書の写しがある。<sup>(57)</sup> 武家伝奏万里小路・正親町家の雑掌が調印している（正親町家は調印予定と記される）ので、勅使馳走に関する請書も同様と思われる。内容は、伝奏屋敷玄関前の幕を紫幕から布交幕へ変更、伝奏屋敷内座敷の屏風・衝立の金地使用を制限などという諸事簡素化（註57冒頭二ヶ条）のほか、御馳走人大名に任されていた賄方を幕府勘定方による差配に移管するにあたり、これまで曖昧であった対応仕法を詳細に取り決めている。

幕府からは、賄向きの省略に伴い公家側に直接「御手当」を支給

することになった。院使には金三五〇両、以下一人につき雑掌は一両、用人は九両、近習・医師は八両、青士七両、小頭四両、下部三兩二分という具合に金額に細かく差が付けられ支給された（註57傍線部）。但書に記された「御手当」の支給対象人数にこの金額を掛けて支給限度額を算出すると金六三三四兩となる。勅使一行への「御手当」金額は定かではないが、仮に院使と全て同額、支給対象人数も同じとすると、勅使（武家伝奏二名）と院使の一行に六三四兩×三＝一九〇二兩を幕府は毎年の勅使・院使一行に「御手当」として支給することになったのである。幕府は、一方では「ねたりかましき儀」<sup>(58)</sup>を封じるためであろうか、公家衆が「日渡物与唱請取候品」及び外出の際に使用する「木綿合羽・はき物等」をこれまで通り御馳走人大名家に工面するように要求すれば「発足之節代人被差出、江戸表ニ被留置急度被相糺候」という厳しい姿勢をも見せている（註57二重傍線部）。

本改正により御馳走人大名は馳走費用を後日に金納することになったとされるが、雑掌から下部に至るまで身分に応じて到着御祝儀・餞別・登城慰労金等を贈る（註57傍線部）ことは馳走中の負担として存続した。

#### おわりに

本稿は、一八世紀における公儀馳走役の変遷を追いながら、宇土細川家を事例として御馳走人大名の実態を考察するとともに、特に寛政三年の賄向仕法改正による馳走役の変化を再考した。

これまで故実書の記述などから漠然と理解されていた御馳走人大

名の石高については、武家伝奏が勤める年頭及び將軍宣下の勅使に對しては表高二万五〇〇石以上の大名が勤めるという原則の存在を指摘した。武家伝奏は儀禮的使者として參向するだけでなく、在府中に老中と面談して政治的交渉も行っていたことから、幕府は武家伝奏の參向に對しては馳走役に一定の基準を設けて不備の無いように配慮していたといえよう。その例外が吉宗政權期の上米期間中に出来し、馳走対象となる公家衆の參向自体が勅使・院使（そのほか一度のみ東宮使）に限られた。馳走役任命件数も最小となった当該期は、手伝普請が皆無になったのと同様に將軍権力の後退を示していると思えられる。

院使馳走役については、勅使馳走を担えるような大名から一万石台の小身の大名まで幅広く賦課されており、任命する幕府側が配慮している形跡は見られない。むしろ撰家馳走役に、例外はあるが五万石程度の大名の任命事例が多いことは、武家伝奏と並び撰家を重視する幕府の姿勢を表象するものと見ることができよう。<sup>(61)</sup>

勅使をはじめとする朝廷からの使者及び近世中期以降は將軍の代わりに限りに来日した朝鮮使節は將軍の威光を高める役割を果たし、それらの使節に對する馳走役を勤めた大名家も將軍権力の威光を高める装置としての役割を果たしていたといえる。柳間席大名が大半を占め、時代を経るにつれてその割合が高まる公儀馳走役は、小藩にとつて大きな負担となっていた。その中には大藩の分家大名がかなりあり、一八世紀の武家伝奏馳走役だけに限っても実に約四割を占める。本稿では細川家のみの考察となったが、分家大名への課役に對して本家の相当の関与を認めることもできる。寛政期の賄

向仕法改正を経た後も、江戸における馳走役は一四代將軍家茂が上洛する文久二年（一八六二）まで続く。この幕末へ至る一九世紀の公家衆に對する馳走役についての研究は今後の課題である。

さらにもうひとつの課題とする朝鮮使節の江戸における馳走役について述べて稿を閉じたい。昭和十三年（一九三八）に朝鮮總督府から刊行された『正徳朝鮮信使登城行列圖』には「行列次第中、前後に列したる御馳走人真田伊豆守及び酒井修理大夫家来並に宗対馬守家来の部分<sup>(62)</sup>を省」いて、行列の中心を構成する朝鮮人行列のみを取り上げている。最後の入府となった宝曆度通信使の江戸城における聘礼日の様子を描いた「朝鮮人來聘ノ節江戸席繪圖」<sup>(63)</sup>は大広間を中心に江戸城内が描かれているのだが、図の余白部分には、描かれている部分の説明のほかに、絵図描写からは窺い知れないはずの對馬藩宗家と御馳走人大名家の家臣団行列について記述されている。つまり通信使登下城の際に前後を固めた御馳走人大名行列は大きな存在感を放っていたと考えられる。稿を改めて追究したい。

### 註

(1) 「御」馳走役・「御」馳走方・「饗応役」・「館伴」などともいう。

本稿では原則として「御馳走人（大名）」・「課役」としては「馳走役」、馳走対象を明示する場合は馳走対象＋「馳走役」（例、勅使馳走役）と表記する。なお、特に断らない限り馳走場所を江戸に限定して考察する。

(2) 三田村篤魚が赤穂事件を論じた『元禄快挙別録』（初版一九一〇年、『三田村篤魚全集』第一六卷、中央公論社、一九七五年所収）では、淺野長矩の「再應の勤仕」を指摘し、「一往の知識を有せりとせば事毎に他の指示教誨を待つべからず」などと記される。同書巻末には綱吉將軍宣下か

ら赤穂事件までの二二年間の御馳走人大名一覧を掲載。

- (3) 武家伝奏の職掌についての研究は今江広道「江戸時代の武家伝奏」『古記録の研究』統群書類従完成会、一九七〇年、大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」『論集きんせい』第七・八号、一九八二・一九八三年）がある。
- (4) 著者伊達隠士某は「勸修寺従一位故内大臣晴豊公御男 伊達讃岐守豊房朝臣曾孫」と記されるが不詳。馳走役については「山谷海河の銘物厚味朝夕の御饗応、公家衆の御膳下と否、御馳走人の御大名方御自身膳具を御改被成、禁好物等を尋求探り、伺書記させ給ひ、城主の御身に、公家方小祿の青侍共に、御言葉迄謙り給ひ、昼夜の機嫌、起居の模様、飲食沐浴等の節程等心を尽して御饗応有御事共、実に天下の余光也、」と記される。実際には「城主」ではない御馳走人大名も多数いるので誇張した表現もあるが、同書で紹介される宝永六年（一七〇九）の梶井門跡馳走役津輕信政の事例は、本稿で考察する細川興里の馳走役の実態とほぼ同じである。
- 『改訂増補 故実叢書』一〇巻（明治図書出版、一九九三年）所収。
- (5) 平井誠二「江戸時代における年頭勅使の関東下向」『大倉山論集』第一三輯、一九八八年。
- (6) 佐藤雄介「勅使馳走と幕府・朝廷・藩」『東北亜文化研究』第一五輯、二〇〇八年。
- (7) 善積美恵子「手伝普請について」『学習院大学文学部研究年報』第一四輯、一九六八年）、同「手伝普請一覧表」（同第一五輯、一九六九年）、松尾美恵子「御手伝普請の変質——御金御手伝」の成立を中心に——（『学習院史学』第一〇号、一九七三年）、同「近世中期における大名普請役——賦課方法に関連して——」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年度、一九七八年）、同「幕藩制解体期における公儀普請役——天保〜万延期の江戸城普請をめぐって——」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十四年度、一九八〇年）。
- (8) 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉——参勤交代制と江戸勤番——

（『関東近世史研究』四二号、一九九八年）。岩淵令治「江戸城警衛と都市」『日本史研究』五八三号、二〇一一年）など。

- (9) 高倉家は半家。家禄八二二石。武家の装束・衣紋を家職とするため歴代当主の江戸参向は多い。
- (10) 神沢社口（一七一〇〜一七九五）は京都町奉行所の元与力。『日本随筆大成』（第三期）二三（新装版、吉川弘文館、一九九六年）一三〇〜一三一頁「朝鮮来聘の説」の中の一節。
- (11) 院使馳走役を本多正貴（下総舟戸八〇〇〇石）、女院使馳走役を脇坂安信（美濃国内一万石）が勤めている。
- (12) 田中暁龍「公家の江戸参向——江戸の武家文化との一つの接点——」（竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂、一九九七年）。
- (13) 松尾美恵子「大坂加番制について」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四九年度、一九七五年）。
- (14) 家光期までは將軍の上洛が度々あり、元和三年（一六一七）の朝鮮使節（回答兼刷還使）は秀忠上洛につき伏見聘礼であった。
- (15) 村和明「17世紀中期における江戸幕府の朝廷政策について——公家の家領・家禄・役料を中心に——」（『歴史学研究』八九七号、二〇一二年）。後に同「近世の朝廷制度と朝幕関係」（東京大学出版会、二〇一三年）に所収。
- (16) 武家伝奏の一方など馳走対象者の一部が参向を急遽中止する事例はあっても参向は実施された。
- (17) 『徳川実紀』のほかに「藤岡屋日記」（近世庶民生活史料、三一書房、一九八七〜一九九五年）や各自治体史等を参照して集計した。近世初期については不明の部分があるため暫定的な数字である。
- (18) 「柳宮日記」明和二年二月四日条（国立国会図書館デジタルコレクション「年録」二七六）。
- (19) 「柳宮秘鑑」は寛保三年（一七四三）の成立で内容は享保期のものが中心であることから、院使は靈元法皇の使者である「法皇使」と記される。

幕臣菊池弥門著。一〇巻。『内閣文庫所蔵史籍叢刊』五・六（汲古書院、一九八一年）所収。このほか、旧幕臣市岡正一が著した『徳川盛世録』（初版一八八九年、平凡社東洋文庫四九六にて一九八九年復刻）には勅使馳走役に「柳之間三万石以上拾万石未満の大名に命じ」と記され、「光台一覽」（註4参照）には「五万石三万石位の大名方を御馳走人に被仰付」と記される。

(20) 박화진・김병두『에도 공간 속의 통신사』(1)년 신묘통신사행음증심으로』(한울 2010년 7월) (朴花珍・金炳斗『江戸空間の中の通信使―一七一一―辛卯通信使行を中心にして―』ハンウル出版社、二〇一〇年七月)では、正徳度通信使の江戸における馳走役を勤めた小浜酒井・松代真田両家の家臣団が通信使行列の前後を固める様子を考察している。

(21) 稲垣史生『歴史考証事典』第五集（新人物往来社、一九八七年）。

(22) 広島新田藩主は三代長員以降代々近江守を名乗る。浅野長興は三年後の文久二年（一八六二）に再び勅使馳走役に任命されるが、勅使の参向延期により実際に勤めることは無かった。のちに本家を相続して最後の広島藩主浅野長勲（一八四二〜一九三七）として知られる。口述による『浅野長勲自叙傳』（手島益雄編、平野書房、一九三七年）があり、本引用もその一部である。

(23) 『寛政重修諸家譜』から官年を確認。江戸時代の大名の年齢については、『寛政重修諸家譜』の任意の約四分の一を調査した児玉幸多氏によると、平均襲封年齢二三歳、平均死亡年齢四九歳（『日本の歴史 一八 大名』、小学館、一九七五年）。

(24) この数字は馳走対象を勅使に限らず江戸における全ての馳走役から算出したが、勅使馳走だけを見てもほぼ同様であり、『徳川盛世録』の記述（前掲註19）や松尾美恵子氏が「勅使響応役には原則として柳間大名が選任される」（『近世大名制の成立』『学習院史学』第三三三号、一九九五年）と述べていることに符合する。

(25) 『徳川実紀』天和二年二月二十六日条。

(26) 「堯恕法親王別記（日光御下向日記）」天和二年三月八日条（『妙法院史料』第三巻、吉川弘文館、一九七八年）。

(27) 前掲註26「堯恕法親王別記（日光御下向日記）」天和二年三月一日条。

(28) 『徳川実紀』寛永九年七月一日日条。脇坂安元（信濃飯田五万五〇〇石）が馳走役を勤めた仁和寺門跡寛深入道親王（後醍醐天皇第一皇子）をはじめ一一の門跡に御馳走人が付けられている。そのほかの馳走対象者は撰家四名と高松宮・八条宮。計一七人の御馳走人の中には、近江国内に六四〇〇石余を領した朽木宣綱（勤修寺門跡馳走役）のように万石未満の者も未だ存在した。

(29) 前掲註7善積美恵子「手伝普請について」、同「手伝普請一覽表」。

(30) 「柳宮日記記」享保一一年一〇月朔日条（国立国会図書館デジタルコレクション「年録」二〇二一）。

(31) 「柳宮日記記」享保一二年閏正月二日条（国立国会図書館デジタルコレクション「年録」二〇二一）※史料引用部（ ）内は以下全て筆者による。

「十一日

来月公家衆参向ニ付、御馳走被 仰付候輩、

勅使 酒井石見守（忠亨）

代り 酒井主膳（忠英）

法皇使 太田原飛騨守（扶清）

代り 嶋津但馬守（忠雅）

忠亨の嫡男忠英は享保一七年に「眼疾により」廃嫡され、養子忠休が跡を継ぐ。忠休は寛延く安永期に寺社奉行、若年寄となる（『寛政重修諸家譜』第二、五四く五五頁）。

(32) 『御触書寛保集成』（高柳眞三・石井良助編、岩波書店、一九三四年）一七〇九。

(33) 水戸連枝の陸奥守山藩主松平頼貞の子。享保一一年一二月に高田藩主

松平定儀の養子となり、翌二二年一月定儀没により家督相続（『寛政重修諸家譜』第一、三〇三頁）。

(34) 『御触書宝曆集成』（高柳眞三・石井良助編、岩波書店、一九三五年）二一七。

(35) 前掲註34『御触書宝曆集成』四九。

(36) 前掲註34『御触書宝曆集成』一三四一。

(37) この間の宝暦一四年（一七六四）四月七日、江戸で將軍家治との聘礼を終えて帰路大坂に逗留していた朝鮮通信使の中官崔天宗を対馬藩通詞鈴木伝蔵が殺害する事件が起こる。通信使の江戸入府はこの宝暦度が最後であり、御馳走人名による異国使節の接遇も最後となった。事件の経緯は池内敏『唐人殺し』の世界―近世民衆の朝鮮認識』（臨川書店、一九九九年）に詳しい。

(38) 鍵括弧内は『寛政重修諸家譜』第一三「鍋島直愈」「鍋島治茂」の項から引用。この一件についての研究は野口朋隆「近世中期鍋島家の本家・分家関係と親類大名（上/下）―安永三年、小城鍋島家公家衆馳走役一件から」（『葉隠研究』五一号、二〇〇三年/五三号、二〇〇四年。のちに同『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係』吉川弘文館、二〇一一年に所収）がある。

(39) 『御触書天明集成』（高柳眞三・石井良助編、岩波書店、一九三六年）一九一・一九一四。

(40) 「馳走」の困難さは近世社会においてアプリアリに認識されていたとも考えられる。正徳度通信使の帰路対馬における国書再交換が幕府上使の来島無しに行われたのは、幕府上使への馳走という明らかな負担増大を回避するために対馬藩が働きかけた結果であった。（拙稿「江戸幕府外交権と対馬藩―正徳度「国書引替一件」をめぐって―」『学習院史学』第五三号、二〇一五年）。

(41) 細川藤孝の次男興元（忠興弟）が徳川秀忠に仕え、下野国芳賀郡内に一万石余りを給せられたことに始まり、大坂夏の陣の功により元和二年

（一六二六）に六二〇石余を加増（計一万六二〇石余）されたという経緯から熊本藩の支藩とは見做されない。

(42) 延享元年当時二三歳。享保二〇年（一七三五）に藩主となった後、暇を賜うことなく在府し続けていた（『寛政重修諸家譜』第一、三一九頁）。この年の興元による勅使馳走の様子は『新宇土市史』（通史編第二巻、二〇〇七年）にも紹介されている。

(43) 管見の限り、馳走役を申し渡される場所は帝鑑間である。

(44) 「柳宮日記」延享元年二月八日条（国立国会図書館デジタルコレクション「年録」二五七）。

帝鑑之間

細川大和守（興元）

代り 木下式部少輔（俊能）

右ハ公家衆御馳走人被 仰付候、

(45) 「宇土細川家文書」（九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵）四二六七。本文掲載部分に至るまでの前半には馳走中の毎日の様子が記されているので、その部分を掲載する。読点と並列点を適宜付し、闕字は一字空け、平出は二字空けとした（本文掲載部分も同じ）。

「大坂迄以町使一筆令啓達候、次第暖氣罷成候、殿様倍御機嫌能被成御座、

其外 上々様方御揃被遊御平安被暖成御座、恐悦奉存候、

一、勅使 久我大納言様、今月朔日京都御発興之旨、三高家様方申来候、依之三嶋・沼津迄為御迎被指立候御飛脚目積相考、去ル五日暁山内仁右衛門・河合平井足輕式人・小人式人差立 御両柳様江御状を以御案内被仰進并両雑掌中江四郎兵衛方書状を以申達候、

一、御両柳様御道中御滞無之候へ者、去ル十二日品川御止宿、十三日伝奏御屋敷江御着之御目積にて候故、御先格之通品川之駅迄被指越候御跡乗柴崎勘左衛門・中野十太夫・御先供其外之御人数十一日之夕方品川迄指遣候、十二日御着座之上、早速御使者相勤、十三日伝奏御屋敷迄御跡乗御乗仕者ニ申合、差越置候、然処、三嶋・沼津迄被指立候仁右衛門・林



平方が継飛脚を以申越候ハ、大井川満水ニ而御滞、十一日三嶋之駅江御止宿、十四日品川御止宿之筈之由申来候、右之到来無之内、十三日伝奏御屋敷江御着可被成与御役人共過半十一日引越 殿様ニも十二日御引越被遊寄候得共、十四日品川御止宿、十五日伝 奏御屋敷江御着之筈有之候故、十四日五半時之御供揃にて御引越被遊引つれも一同不残引越申候、

一、御両卿様十四日九時過品川江御着之段、御跡乗両人方申越候、依之早速御老中様方・三高家様へ御届書御使者を以被指出之処、三高家様方殿様へ御切紙を以、御両卿明十五日四時伝 奏御屋敷へ御着候様ニ可被仰遣旨申来候付而、早速右之趣御跡乗両人方へ申遣、尤御口上書差越候処、早速 御両卿様へ御使者相動申候、

一、十五日五半時 御両卿様伝 奏御屋敷江御機嫌能御着座被遊候、殿様御出迎并拙者共御留守居御白洲江罷出候、諸事御先格之通有之候、右御着之御届御老中様・三高家様其外御役人様へ御使者被指出候、十五日昼時過 上使本多中務大輔様・前田隠岐守様御出、此節御取捌御先格之通早速御届被成候、此節十六日 御対顔之儀、右御二方様被仰連候、

一、十六日 御対顔御登 城被成候付而、殿様ニも御先達而御登 城被遊御待請、三高家様方御指図之刻限被仰進候上、御両卿様御登 城御対顔首尾好相濟、西御丸江も御登 宮被成、無御滞相濟 殿様ニ者直ニ御届被成候、御両卿様ニ者御老中様其外御役人様方御勤被成候、尤 禁裏方之御進献物等も御先格を以取計申候、

一、御両卿様御帰座之上 上使京極近江守様を以駕一箱・御樽一荷宛御拝受被成候、依之 殿様江為御裾分干鯛一箱・御樽一宛 御両卿様方御使者を以被進候、

一、十七日ニ者 御両卿様上野江御出、御帰座之上 上使前田信濃守様御出、明十八日御賽応御能御拝見被 仰出候由、被仰述候、此節も諸事前々 上使之節之通御取捌被成候、

一、十八日 御両卿様御登 城被成候付而、殿様御先達而御登 城被成、

御城方御案内之上にて 御両卿様御登 城被成候、御能之節御先格之通御扣被成御坐候処、松平左近将監様より御坊主衆を以御能御拝見被成候様ニと被仰進、御拝見被遊候、右之御格ハ前々御勤被成候御方様ニも無之由候、終日首尾好御勤被成御帰座被遊候、

一、十八日為 上使三高家様御出、明十九日 御返答被 仰出候由、且又廿一日御発興被成候様ニと被仰述候、右二付十九日又々御先達而御登 城、御案内之上 御両卿様御登 城 勅答相濟、西御丸へも御上り被成、御退出之節、御老中様方・三高家様其外御役人様方御勤被成候、

一、廿日ニ者御用意旁御休息、廿一日六半時伝 奏御屋敷御発興被遊奉恐悦候、

以下、本文に掲載の「殿様」(藩主與里)と「上下御役人共」の勤めぶりが記された一条を挟み、後半は與里の馳走前の体調・馳走中の勅使との贈答・勅使江戸発足後の馳走終了届の登城・老中への廻動及び本文に掲載の熊本藩主と勅使の対面等が記される。

(46) 宝暦五年(一七五五)の事例を考察した平井誠二氏は、御馳走人大名は品川まで迎えに出るとする。大名課役としての馳走役の特質は大名自身が進める部分にあるので、御馳走人大名自身の勤め方に変化があるならば確認する必要がある。なお、將軍の代替わりに来日した一八世紀の朝鮮通信使を迎えに江戸から赴くのは旗本であり、家康生誕地の岡崎(正徳度のみ駿府)が迎接場所であった。

(47) 「柳宮日記記」寛保三年二月三日条(国立国会図書館デジタルコレクション「年録」二五五)。名代の忠休は上米期間中の享保一二年に勅使馳走役を勤めた酒井忠子を継いだ出羽松山藩主(註31参照)。のちに、直温の女が忠休の世子忠起の正室になる。

三二

帝鑑之間

溝口出雲守(直温)

名代 酒井山城守(忠休)

右ハ公家衆御馳走人被 仰付之、  
代り 細川大和守(興里)

(48) 「宇土細川家文書」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵) 三

一二 ※三九丁の冊子。表題無し。『九州文化史研究所所蔵古文書目録十七』(九州大学九州文化史研究施設、一九九〇年)では「(仮題) 勅使御馳走書翰認帳」。延享元年三月二十五日条。

「一、御本家様御留守居村山伝左衛門・中川期兵衛方江御馳走中井水申請候為礼鮮鯛一折宛岡本次右衛門方より手紙ニ而差遣、御馳走中遣置候水札・印鑑取戻候事、」

(49) 神尾春央『寛政重修諸家譜』第十六、二二八頁。

(50) 「宇土細川家文書」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵) 三

一二 延享元年三月二十六日条。※原文の改行箇所の一部を「」で詰めている。  
「同廿六日

一、神尾若狭守様江岡本次右衛門罷越 勅使御両卿御賄届之御口上書老

通并 御両卿召供之人数書老通持参仕、御取次細川喜八郎江相渡、御口上取繕申述候処、御承知被成候段御返答有之、右案文共左之通、  
口上覚

今度 勅使御両卿御馳走被 仰付、去ル十五日方同廿一日迄先格之通御賄共ニ御馳走相勤申候、為御届以使者申達候、以上、

細川大和守使者

三月廿六日

岡本次右衛門

覚

久我大納言殿召供

雑掌式人/用人式人/近習拾三人/医師老人/青侍五

人/下部四拾式人

都合六拾五人

葉室前大納言殿召供

雑掌式人/用人式人/医師老人/近習拾三人/青侍五人/下部三拾七人

都合六拾人

(後略)

(51) 「宇土細川家文書」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵) 三

一二 延享元年四月一八日条。

「同十八日

一、今朝五半時、蓮池御金藏江岡本次右衛門罷出御証文差出候処、是を被請取木札老杖被相渡後刻御金請取候節右木札御金与引替ニ返シ候様被申聞御金奉行衆御逢、証文之通御金御渡、其節木札差戻し候、尤御金入候挟箱内ニ大文箱入為持御徒吉見弥七差添并宰領足輕持人共看板看させ召連候、右御金請取証文左之通、  
請取申金子之事

合金五百両式分

六拾三両

但小判也

内 四百式拾三両式分

拾四両

日分

日分

右者此度年始之為御祝儀

勅使久我大納言殿・葉室前大納言殿御参向ニ付、御賄為御入用請取申所実正御座候、仍如件、

細川大和守内

延享元年子四月

岡本次右衛門 印

長谷川甚兵衛殿(以下二名略)

(52) 「宇土細川家文書」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵) 三

二二 延享元年四月一九日条。

〔同十九日〕

一、今朝浅草御蔵江御使佐伯善太夫差遣証文致持參、先札差伊藤忠兵衛方迄罷越忠兵衛致案内諸事取計御米請取候故、具ニ不相記右御裏書御証文左之通、

請取申米之事

合米九石三升 但京升也

式斗八升 上御兩人分一日御老人ニ付式升宛日数七日分

内 八石四斗七升 下百式拾老人一日老人ニ付老升宛日数七日分

式斗八升 御兩人雜掌四人一日老人ニ付老升宛日数七日分

右者此度年始之為御祝儀

勅使久我大納言殿・葉室前大納言殿御參向ニ付、御賄為御入用請取申所実正御座候、仍如件、

細川大和守内

延享元年子四月

岡本次右衛門 印

矢部源助殿（以下九名後略）

(53) 「御当世代々の心覚頭書」〔『新宇土市史』資料編3、四二六〜四三〇頁。】

(54) 御馳走人大名から高家へ提出される各年次の「伺書」は、管見の限り、僅かに用字の異同があるものの伺いの順序や大意は変わらないことから、一八世紀中には既に定型を使い回していたようである。「伺書」の冒頭には馳走所表御門番所に据え置く鉄炮・弓・長柄・三道具などの武器と番人の員数何々が記されている。これは、馳走役が江戸城諸門の門番と同様に軍役としての性質を有していたことを示している。柳間大名は日比谷・鍛冶橋・呉服橋・常盤橋・神田橋・幸橋・新橋の各門番を担っていたが、馳走役を勤める際に据え置く武器も門番の時とはほぼ同数である。寛政三年（二七九）の馳走賄方改正を経た後も、文久二年（一八六二）に攘夷の勅諭伝達のために参向した勅使三条実美・副使姉小路公知への馳走の際の

伺書（「勅使御馳走伺書」（国立公文書館所蔵、請求番号1231002）に至るまで、御馳走人大名は同内容の「伺書」を提出していることから、負担方式に変化はあっても軍役としての性質は幕末まで変わらなかったといえる。

(55) 「宇土細川家文書」（九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵）八八一「鉄炮洲が御馳走帳面借請候目録書付」※前掲註48『九州文化史研究』所蔵古文書目録十七）では「年不詳」とするが、七月六日（目録の「七月三日」は読み間違い）に宇土藩が馳走役を勤めていたのは寛政二二年のみである。原文の改行箇所を「」で括弧で掲載する。

「寛」一、勅使御馳走伺書 老冊／一、同日記 式冊／一、同行列帳 老冊／一、同御用聞日記 老冊／一、同御跡乗日記 老冊／一、同御音信帳 老冊／一、同御道具帳 老冊／一、同役附帳 老冊／一、同大番所御広間勤方 老冊／一、同諸色請負方帳 老冊／一、御前御献立扣 老冊／都合拾式冊／右之通御座候、以上／七月六日」

「宇土細川家文書」の中には、新田藩からに限らず、寛保三年の新発田藩溝口家による年頭勅使への献上品目録（「宇土細川家文書」八九四）、天明六年の臼杵藩稲葉家による西園寺賞季馳走役の記録（同九七〜一〇四）など同席大名から借り受けたと思われる史料が残されている。

(56) 有田貞勝（寛政重修諸家譜）第八、四七頁）と石谷清茂（寛政重修諸家譜）第十四、二三〜二三三頁）。

(57) 「宇土細川家文書」（九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵）三三〇「院使御馳走方御改正御定帳」。

「年々為 院使関東下向之節於彼地御馳走被受候次第此度御改正御定之趣左之通御座候、

（二ヶ条略）

一、伝 奏屋敷御女関前江打有之御幕之儀、前々者紫幕候得共、以来者布交幕ニ相成候旨之事、

一、右同断御座敷向屏風・衝立之儀、前々者不殘金地被相用候処、以来金地上之間ニ限、御次々者判唐紙屏風・板衝立御省略有之候旨之事、

## (九ヶ条と料理・弁當・風呂規則略)

一、院使往返道中并江戸逗留中其外御前向御省略ニ付、一式為御手当金三百五十拾兩相渡候間、逗留中雜掌人手形を以御代官中より可受取之旨之事、  
 一、雜掌・用人江戸往返道中江戸逗留中其外一式御手当として雜掌老人ニ付金拾壹兩ツ、用人老人ニ付金九兩ツ、被下置候間、雜掌入手形を以逗留中受取之可申旨之事、

一、近習・医師者老人ニ付金八兩ツ、青士老人ニ付金七兩ツ、小頭老人ニ付金四兩ツ、下部者金三兩式歩ツ、前書同様一式為御手当可被下置候、尤請取方前条同様之事、

但、雜掌老人・用人式人・近習拾壹人・医師老人・青士六人・小頭三人・下部三拾人  
 合五拾四人

## (諸道具規則略)

一、大名衆御前御勤有之節者日渡物与唱請取候品并外出之砌其度々木綿合羽・はき物等迄請取候由ニ候得共、此度仕法御改正之上、公義御前ニ相成、殊ニ下部迄夫々御手当金も被下置候儀ニ付、是迄之仕来ニ泥、前書日渡物等不被相渡候得者差支候申立候共不被取用、強而申立候者者発足之節代人被差出、江戸表ニ被留置急度被相糺候間、下部共心得違無之様敷敷可申付置旨之事、

## (中略)

一、雜掌・用人江戸着并逗留中、発足迄御馳走大名衆が給物之儀、雜掌江到着為御儀老人ニ付金貳百足、院使登、城相濟候節銀三枚、発足前日為御儀別金五百足、且用人江到着為御祝儀老人ニ付金貳百足、院使登、城相濟候節銀貳枚、發足前日為御儀別金貳百足、給り候由之事、

一、近習以下下部迄前条同様御馳走大名衆が給物之儀、近習、醫師、書記迄者老人ニ付金貳百足、着後發足前日兩度給之、青士小頭江者老人ニ付金百足、下部者老人ニ付青銅五拾足、何れも發足前日計被

## 下候事、

右者 院使着・逗留中・發駕迄御馳走大名衆之御贈物、使者を以被差出候ハ、雜掌・用人之内席江罷出可受取之、尤其節御勘定方御立会可有之旨之事、

右之通以來為 院使関東下向之節々於彼地御馳走被受候次第御改正被仰出候箇条之趣、兩卿江茂申聞品川宿より逗留中帰路道中迄差支之儀無御座、勿論家中末々ニ至迄聊差支無御座候、然上者書面之外何様輕品ニ而も願ヶ間敷儀、決而申立間敷候、依之御請如斯御座候、以上、

寛政四子年十二月

梅小路前宰相家

近藤内匠 印

六條中納言家

柴田此面 印

有田播磨守様

石谷肥前守様

御用人中

右書面之趣、兩卿江茂申聞候上相違無御座候、

万里小路前大納言家

山本式部 印

中村大膳 印

正親町前大納言家

岡本左京 印

沢 監物 下ヶ札

(58) 下ヶ札 正親町家雜掌兩人共在府ニ付帰京之上調印之積

(院使 1人 × 350両) + (雜掌 1人 × 11両) + (用人 2人 × 9両) + (近習 11人 × 8両) + (医師 1人 × 8両) + (青士 6人 × 7両) + (小頭 3人 × 4両) + (下部 30人 × 3.5両) = 634両。

(59) 前掲註34『御触書宝曆集成』四九。

(60) 平井誠二「武家伝奏と高家」(『近世の天皇・朝廷研究』第五号、二〇

一三年)。

(61) 撰家当主の江戸参向は將軍宣下など特別な機会に行われることが多く、回数はそれほど多くないが、毎年の年頭勅使参向時には筆頭家臣の諸大夫が江戸へ遣わされることが多かった。その際には武家伝奏と同様に政治的な活動も行うことがあったと松澤克行氏は指摘している。(撰家年頭使の関東下向記「朝山義延「関東御使仮日記」の紹介」、『近世の撰家・武家伝奏日記の蒐集・統合化と史料学的研究』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三―一五、二〇一四年)。

(62) 高埜利彦『日本の歴史⑬元禄・享保の時代』(集英社、一九九二年)。

(63) 『正徳朝鮮信使登城行列圖解説』跋文(朝鮮史料叢刊第二十、朝鮮史編修會、一九三七年)。御馳走人大名行列については前掲註20の韓国における研究がある。

(64) 東京大学史料編纂所蔵貴重書、模写一保—228。『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第79号(二〇一七年一〇月)に筆者と松方冬子氏の共同執筆による解題掲載。

〔付記〕本稿は平成二九年年度安倍能成記念教育基金奨学金による研究成果の一部である。史料閲覧に際しては九州大学記録資料館九州文化史資料部門の方々に大変お世話になった。末筆ながら謝意を表したい。

## 吉宗将軍・大御所期 (1716年～1751年) 江戸における御馳走人大名と馳走対象一覧

『海山後紀』・『寛政重修諸家譜』・『海山諸家系譜』等を参照して作成。

\* 急速代役として勤められた場合は〈備考〉に記入し、任命回数(丸数字〈初回は付けず〉)には含めない。\* 領知末尾の新しい新田の駈。表高は千石単位、以下切り捨て。

\* 表高の右の地名は本藩を不示。\* 使節は至て「使」を略す。馳走対象者の( )は不参向。

\* 濃い網掛けは武家伝参向、薄い網掛けは異家参向、斜字体は朝鮮使節来日を不示。

任命年(西暦)	月日	大名(官年)	回数	殿席	領知	表高	使節	馳走対象者	在府期間	参向理由(備考)	《使者発遣に影響を及ぼす主な出来事》
享保元(1716)	213	加藤泰統	(28)	柳	伊予大洲	60	勅	徳六寺公全・庭田重条	3.4~3.14以降	賀歳旨	《30将軍家継没》
		毛利元平	(42) ②	柳	長門新田	10長府	法皇	東園隆長	〃	〃	
513		伊東祐永	(26)	柳	日向鉾田	51	勅	正親町公通	5.22~5.28	贈家継正一位太政大臣	《313吉宗将軍宣下》
		田村越前	(47)	柳	陸奥一関	30仙台	法皇	日野輝光	〃	〃	
71		京極高通	(26) ②	柳	讃岐多度津	10丸亀	女院	阿野公緒	〃	〃	
		溝口重元	(37) ③	柳	越後新築田	50	勅	徳六寺公全・庭田重条	8.7~8.24	吉宗将軍宣下	
		毛利高慶	(42) ④	柳	豊後佐伯	20	法皇	東園隆長	〃	〃	
		大田原扶清	(28) ③	柳	下野大田原	11	女院	園基香	〃	〃	
		諏訪忠虎	(54)	柳	信濃高島	30	〃	一条吉忠	8.12~8.24	〃	
		島津惟久	(41) ④	柳	日向土原	27鹿兒島	〃	一条兼香	〃	〃	
享保2(1717)	35	龜井茲親	(49) ⑦	柳	石見津和野	43	勅	鷲尾隆長	4.11~5.11	家継一周忌	《22江戸大火、賀歳旨中止》
		秋月種弘	(31) ②	柳	日向高鍋	27	法皇	西洞院時成	〃	〃	
		北条氏朝	(49) ②	柳	河内狭山	10	女院	甘露寺尚長	〃	〃	
		細川興榮	(60) ③	柳	常陸合田部	16	勅	額 滋野井公澄	4.6~5.11	靈元法皇御額を家継靈廟へ	
211		京極高栄	(29)	柳	但馬豊岡	20	勅	徳六寺公全・庭田重条	3.4~3.13	賀歳旨	
		森長直	(47) ③	柳	播磨赤穂	35	法皇	梅小路共方	〃	〃	
319		脇坂安清	(34) ②	帝鑑	播磨龍野	51	〃	伏見貞直親王	3.1~3.16	賀吉宗継統	
		黒田長貞	(22)	柳	筑前秋月	50福岡	勅	鷹司兼熙	3.2~3.15	〃	
85		伊達村豊	(37) ④	柳	伊予吉田	30宇和島	勅	久我通成	4.23~5.7	家継三回忌	
		毛利元平	(44) ③	柳	長門新田	10長府	法皇	西園寺致季	〃	〃	
		松平直之	(37)	帝鑑	越後糸川	10	女院	石井行康	〃	〃	
		相馬勝胤	(23) ②	帝鑑	陸奥中村	60	〃	近衛家久	9.18~?	賀吉宗継統	
816		鍋島直恒	(18)	柳	肥前蓮池	52佐賀	勅	梶井門跡道仁法親王	9.18~10.2	〃	
		細川興生	(20)	柳	肥後宇土	30熊本	〃	三笠院門跡勇演	9.19~9.29	〃	
		藤堂高陣	(18)	柳	伊勢久居	53津	勅	醍醐冬熙	10.9~10.20	家宣七回忌	
		大御政晴	(44) ⑤	柳	出羽本荘	20	法皇	園基香	〃	〃	

《※任命翌日長府藩主毛利元相没により4.15~長府藩主》

《※4.11病により建部政周(45)播磨林田10に交代》

享保 4 (1719)	29	池田清定※ (45) ④	柳	因幡西館新 15 鳥取	女院	久世通夏	〃	〃	〃	《※ 99 没により 910 松平近朝 (38) 出雲久瀬 30 松江に交代》
		毛利匡広※ (45) ④	柳	長門長府 38 萩	勅	徳六寺公全・中院通躬	3.9~3.20	〃	〃	
		佐竹義道 (19)	柳	出羽秋田新 20 秋田	法皇	東園基長	〃	〃	〃	
		松平近朝 (39) ③	帝鑑	出雲久瀬 30 松江	勅	二条綱平	3.6~3.19	〃	〃	
	224	田村誠頭 (40) ②	柳	陸奥一関 30 仙台	勅	京極宮家仁親王	3.7~3.18	〃	〃	
		牧野忠辰 (55) ②	帝鑑	越後長岡 74	勅	法教中・前鋒・李明彦 (正使) (副使) (従事官)	9.27~10.15	〃	〃	
享保 5 (1720)	87	中川久忠 (23) ②	柳	豊後高 70	勅	豊後高	〃	〃	〃	
		諏訪忠虎 (58) ②	帝鑑	信濃高島 30	勅	中院通躬・中山兼親	9.9~9.18	〃	〃	
		大関増恒 (35) ③	柳	下野黒羽 18	法皇	梅小路共方	〃	〃	〃	
		秋月種弘 (34) ③	柳	日向高鍋 27	勅	一乘院門跡尊實法親王	9.8~9.19	〃	〃	
829		細川利恭 (19)	柳	肥後新田 35 熊本	勅	大業院門跡隆尊	9.8~9.18	〃	〃	
		龜井絃親 (52) ⑧	柳	石見津和野 43	勅	西園寺教季	10.4~10.17	〃	〃	
		大田原扶清 (32) ④	柳	下野大田原 11	法皇	冷泉為禪	〃	〃	〃	
		相馬尊胤 (25) ③	帝鑑	陸奥中村 60	勅	梶井門跡道仁法親王	9.23~10.19	〃	〃	
享保 6 (1721)	27	伊集右永 (30) ②	柳	但馬出石 58	勅	青蓮院門跡尊祐法親王	9.23~10.18	〃	〃	
		仙石政房 (49)	柳	近江仁正寺 17	法皇	東園基長	〃	〃	〃	
		市橋直方 (33)	柳	下野烏山 25	勅	九条幸教	3.6~3.18	〃	〃	
		稲垣昭賢 (24)	帝鑑	播磨龍野 51	勅	中院通躬・中山兼親	3.3~?	〃	〃	
享保 7 (1722)	27	脇坂安清 (38) ②	柳	肥後久吉 22	法皇	梅小路共方	〃	〃	〃	
		相長長在 (20)	柳	豊後岡 70	勅	仁和寺門跡守恕法親王	3.2~3.13	〃	〃	
享保 8 (1723)	212	中川久忠 (26) ③	柳	豊後白杵 50	勅	中院通躬・中山兼親	3.2~3.11	〃	〃	
		稲葉重通 (18)	柳	陸奥一関 30 仙台	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	
享保 9 (1724)	212	田村誠頭 (54) ③	柳	陸奥一関 30 仙台	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	
		藤堂高治 (19)	柳	伊勢久居 53 津	勅	中院通躬・中山兼親	3.3~3.11	〃	〃	
享保 10 (1725)	316	堀直為 (27)	柳	越後村松 30	法皇	東園基長	〃	〃	〃	
		伊集右永 (35) ③	柳	日向飯肥 51	勅	中院俊清	4.6~4.18	〃	〃	
享保 11 (1726)	216	佐竹義道 (25) ②	柳	出羽秋田新 20 秋田	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	
		細川利恭 (25) ②	柳	肥後新田 35 熊本	勅	中院通躬・中山兼親	3.7~3.15	〃	〃	
享保 12 (1727)	閏 112	池田中央 (35) ②	柳	因幡東館新 30 鳥取	法皇	東園基長	〃	〃	〃	
		酒井忠子 (71) ③	帝鑑	出羽松山 20 庄内	勅	中山兼親・園基香	2.5~?	〃	〃	
享保 13 (1728)	622	大田原扶清 (39) ⑤	柳	下野大田原 11	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	
		毛利広豊 (24)	柳	周防徳山 30 萩	勅	中山兼親・園基香	7.19~7.28	〃	〃	

《上米期間》

《1.13~4.21 吉宗日光社参》

	岩城隆韶 (22)	柳	出羽亀田 20	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	
	松平定賢 (20)	帝鑑	越後高田 113	東宮	庭田重孝	〃	〃	〃	
享保 14 (1729)	島津忠雅 (28)	柳	日向佐土原 27 鹿尻島	勅	中山兼親・園基香	32~311	〃	賀歳首	
	毛利高慶 (35) ⑤	柳	豊後佐伯 20	法皇	藤谷為信	〃	〃	〃	
享保 15 (1730)	鍋島直英 (34) ②	柳	肥前小城 73 佐賀	勅	中山兼親・園基香	32~311	〃	賀歳首	
	佐竹義道 (30) ③	柳	出羽秋田新 20 秋田	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	
享保 16 (1731)	田村頼朝 (27)	柳	陸奥一関 30 仙台	勅	中山兼親・園基香	34~313	〃	賀歳首	
	分部光忠 (34)	柳	近江大溝 21	法皇	藤谷為信	〃	〃	〃	
享保 17 (1732)	藤堂高豊 (20)	柳	伊勢久居 53 津	勅	中山兼親・三条西公福	34~313	〃	賀歳首	
	池田仲央 (41) ③	柳	因幡東船新 30 鳥取	法皇	坊城俊清	〃	〃	〃	《86 靈元法皇没》
享保 18 (1733)	脇坂安興 (19)	帝鑑	播磨龍野 51	勅	中山兼親・三条西公福	311~321	〃	賀歳首	
享保 19 (1734)	有馬孝純 (20)	帝鑑	越前丸岡 50	勅	中山兼親・三条西公福	35~315	〃	賀歳首	
	京極高矩 (22)	柳	讃岐丸龜 51	勅	知恩院門跡尊親法親王	〃	〃	〃	
享保 20 (1735)	間部詮方 (27)	雁	越前鯖江 50	勅	葉室頼胤・冷泉為久	42~413	〃	賀歳首	《321 中御門天皇謙位・桜町天皇踐祚》
	堀頼成 (24)	柳	信濃飯田 20	勅	葉室頼胤・冷泉為久	313~323	〃	賀歳首	《1115 二条舍子入内》
元文元 (1736)	加藤泰盛 (25)	柳	伊予大洲 60	仙河	園基香	〃	〃	〃	
	浅野長賢 (44)	柳	安芸広島新 30 広島	仙河	難波宗建	〃	〃	〃	
元文 2 (1737)	亀井茲延 (16)	柳	石見津和野 43	勅	葉室頼胤・冷泉為久	35~316	〃	賀歳首	
	六郷政長 (32)	柳	出羽本莊 20	仙河	園基香	〃	〃	〃	《411 中御門上皇没》
	秋月種美 (23)	柳	日向高柳 27	勅	久我通兄・岡崎園広	〃	〃	〃	《322 家治誕生》
	金森頼朝 (25)	柳	美濃郡上 38	勅	葉室頼胤・(冷泉為久※)	94~916	〃	女御入内	
元文 3 (1738)	黒田長貞 (42) ②	柳	筑前秋月 50 福岡	勅	葉室頼胤・冷泉為久	31~37	〃	賀家治誕生 (※病により参向途中崩落)	
元文 4 (1739)	仙石政長 (18)	柳	但馬出石 58	勅	葉室頼胤・冷泉為久	32~39	〃	賀歳首	
元文 5 (1740)	毛利匡敏 (16)	柳	長門長府 47 萩	勅	葉室頼胤・冷泉為久	313~323	〃	賀歳首	
寛保元 (1741)	戸尻正勝 (23)	帝鑑	出羽新庄 61	勅	葉室頼胤・冷泉為久	729~819	〃	賀歳首、吉宗・家重(氏・家治)元服	《327 舍子准后宣下》
	伊達村信 (24)	柳	伊勢久居 30 字和島	准后	五辻次仲	〃	〃	〃	
寛保 2 (1742)	藤堂高雅 (22)	柳	伊予吉田 53 津	勅	久我通兄・(葉室頼胤※)	316~324	〃	賀歳首 (※病により参向せず)	
	津邸信著 (28)	柳	陸奥弘前 46	勅	大乗院門跡隆種	?~325	〃	〃	
寛保 3 (1743)	溝口直温 (30)	柳	越後新発田 50	勅	久我通兄・葉室頼胤	31~37	〃	賀歳首	
延享元 (1744)	細川興里 (23)	柳	肥後宇土 30 熊本	勅	久我通兄・葉室頼胤	315~321	〃	賀歳首	
延享 2 (1745)	松平光雄 (30)	帝鑑	信濃松本 60	勅	梶井門跡敬二法親王	225~?	〃	紅葉山法華入講	
	龜井茲胤 (21)	柳	石見津和野 43	勅	久我通兄・葉室頼胤	41~47	〃	賀歳首	



延享3 (1746)	918	中川久貞 (22)	柳	備後岡	70	勅	久我通兄・葉室頼胤	1027~?	家重停軍宣下	(325 吉宗徳臣) (112 家重停軍宣下)
		池田政方 (33)	柳	備前岡山新25岡山		准后	長谷龍昌 一条道春 一条宗基	” 1026~11.15 10.26~?	” ” ”	
延享4 (1747)	26	秋田延季 (28)	菅笠	播磨龍野	51					
		九嶋隆昌 (20)	柳	摂津三田	36	勅	久我通兄・葉室頼胤	4.19~4.27	賀家重胤	
寛延元 (1748)	27	尸次正雄 (28)	菅笠	出羽新庄	68		朝鮮 洪啓耀・南泰馨・曹命采 (正使)(副使)(従事官)	型. 5.21~6.13		(32 桜岡天皇讓位・桃園天皇跡行)
		伊東祐隆 (38)	柳	日向歌肥	51	勅	久我通兄・葉室頼胤	8.15~8.24	賀家重胤	
	712	有馬孝純 (33)	② 柳	越前丸山	50	院	久我通兄・葉室頼胤	”	”	
		毛利広豊 (43)	② 柳	周防徳山	30 萩	院	八条隆英	”	”	
	27	有馬孝純 (34)	③ 菅笠	越前丸山	50	勅	久我通兄・柳原光綱	3.19~3.27	賀家重胤	
		森忠決 (21)	柳	播磨赤穂	20	院	八条隆英	”	”	
		南郡信興 (26)	柳	陸奥八戸	20	大宮	姉小路公文	”	”	
		藤堂高雅 (28)	② 柳	伊勢小城	53 津		日湖院門尉祐常	3.7~3.28	賀家重胤	
	127	鍋島直貞 (23)	柳	肥前小城	73 佐賀	勅	大乗院門尉隆通	3.7~?	”	
		稲葉泰通 (20)	柳	豊後臼杵	50	勅	久我通兄・柳原光綱	?~3.9	賀家重胤	
寛延3 (1750)	211	毛利高丘 (22)	柳	豊後佐伯	20	院	八条隆英	”	”	
		間部詮方 (41)	② 雁	越前轉江	50	勅	近衛内前	?~3.15	賀家重胤	
		堀直義 (36)	柳	越後轉松	30	院	八条隆英	?~3.8	賀家重胤	(423 桜岡天皇没)
		島津忠雅 (49)	② 柳	日向佐原27鹿兒島			勘修寺門尉寛宣法親王	2.29~3.14	賀家重胤	(626 舎子院号宣下(青綺御馳))
宝暦元 (1751)	29	浅野長喬 (19)	柳	安芸広島新30広島			醒醐冬照	2.29~3.9	”	
		岡政章 (33)	柳	備中新見	18	勅	柳原光綱・広橋頼胤	3.13~3.20	賀家重胤	
	閏6.4	亀井茲胤 (27)	② 柳	石見津和野	43	勅	三条宗頼	閏6.28~7.5	贈吉宗正一位大政大臣	(620 吉宗没)
		加藤泰宿 (24)	柳	伊予大洲	60	勅	三条宗頼	”	”	
		佐竹義道 (51)	④ 柳	出羽秋田新20秋田		女院	正親町実連	”	”	

